

様式21号

令和 年 月 日

兵庫県知事（県民局長）様

・定款に定める住所を正確に記載
・連絡先は当該届出事務について回答可能な部署の電話番号を記入してください。

主たる事務所の所在地

医療法人名

理事長

（連絡先電話番号・担当者名）

（照会先を申請代理人にする場合は以下も記入）

申請代理人名称

（連絡先電話番号・担当者名）

登記事項変更登記完了届

下記のとおり、登記事項変更の登記を完了しましたので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出します。

記

- 1 変更事項
- 2 登記年月日

（添付書類） 登記事項証明

医療法人の目的及び業務、名称、資産の総額等、組合等登記令で定める登記事項に変更が生じたときは、遅滞なく届出を行わなければなりません。

登記事項変更登記完了届出が別途必要な手続き。

定款変更認可（目的及び業務（医療施設、附帯事業の追加・廃止）、名称の変更）

決算届（純資産額に変動があれば変更登記するため。）

役員変更届（理事長の氏名が登記事項となっているため。）

その他、登記事項に変更が生じた場合。

（理事長の住所が変更となる場合等）

登記事項に変更がある場合でも、別途届出を規定しているものについては、登記事項変更登記完了届の提出は不要。

登記事項の変更で別途届出が定められているもの。

主たる事務所の移転＝事務所移転登記完了届

※主たる事務所の移転のみの場合は別途「定款変更届」が必要です。

従たる事務所の新設＝従たる事務所の新設登記完了届

合併に関する登記事項の変更＝医療法人合併登記完了届

分割に関する登記事項の変更＝医療法人分割登記完了届

解散に関する登記事項の変更＝清算人就任届等